

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 9月 9日
【会社名】	株式会社日本トリム
【英訳名】	NIHON TRIM CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森澤 紳勝
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目 8 番34号
【電話番号】	0 6 (6 4 5 6) 4 6 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画担当 清水 崇文
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目 2 番22号 ハービスENTオフィスタワー22階
【電話番号】	0 6 (6 4 5 6) 4 6 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画担当 清水 崇文
【届出の対象とした募集 有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 527,501,952円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社日本トリム東京支社 (東京都中央区八丁堀三丁目25番 7 号) 株式会社日本トリム名古屋支社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番21号) 株式会社日本トリム横浜営業所 (横浜市港北区新横浜二丁目 4 番 1 号) 株式会社日本トリム千葉営業所 (千葉県中央区新町1000番地) 株式会社日本トリム姫路営業所 (兵庫県姫路市東延末一丁目 1 番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	59,084株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は50株となっております。

(注) 1 平成25年9月9日開催の取締役会決議によります。

2 本届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本件自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	59,084株	527,501,952円	
一般募集			
計(総発行株式)	59,084株	527,501,952円	

(注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。

2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

割当予定先が所有する株式会社ステムセル研究所(以下「ステムセル研究所」といいます。)の普通株式2,334株

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
8,928円		1株	平成25年9月25日(水)		平成25年9月25日(水)

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込の方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ現物出資の目的となるステムセル研究所の普通株式を払込期日付で譲り渡す旨を記載した株式申込証を提出するものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日本トリム 経営企画部	大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービスENTオフィスタワー22階
株式会社日本トリム 東京オフィス	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル15階
株式会社日本トリム 東京支社	東京都中央区八丁堀三丁目25番7号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

本件自己株式処分は、割当予定先が所有するステムセル研究所の普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合（割当予定株数31,643株）

名称	ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合	
本店の所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
組成目的	大学発ベンチャー企業等の投資育成	
組成日	平成15年3月19日	
出資の総額	22億円	
出資者・出資比率・出資者の概要	非公開	
無限責任組合員の概要	名称	日本アジア投資株式会社
	所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 細窪 政
	事業内容	投資業務、コンサルティング業務、投資事業組合等の管理業務、金融業務等
	資本金	40億円

JAIC - 中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合（割当予定株数24,099株）

名称	JAIC - 中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合	
本店の所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
組成目的	主に国内中小企業の海外進出支援を目的とした投資育成	
組成日	平成20年3月28日	
出資の総額	20億円	
出資者・出資比率・出資者の概要	非公開	
無限責任組合員の概要	名称	日本アジア投資株式会社
	所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 細窪 政
	事業内容	投資業務、コンサルティング業務、投資事業組合等の管理業務、金融業務等
	資本金	40億円

山本 邦松(割当予定株数3,342株)

氏名	山本 邦松
住所	神奈川県足柄下郡
職業の内容	無職

b 提出者と割当予定先との関係

ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合

資本関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

JAIC - 中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合

資本関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

山本 邦松

資本関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成25年9月9日開催の取締役会において、ステムセル研究所の普通株式3,484株(ステムセル研究所の発行済株式数の50.1%(小数点以下第二位を切捨て。))を取得し子会社化することを決議いたしました。

当社グループは、「快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献する」ことを企業理念とし、現在の主事業である家庭用医療機器「電解水素水整水器」の製造販売事業の更なる拡充とともに医療、農業、工業等の新規分野でのグローバル展開を目指しております。医療分野においては、1999年に米国メリーランド州に設立した米国連結子会社TrimGen Corporation(トリムジンコーポレーション)で、独自の技術により開発した遺伝子検査(1)キットを提供、患者の遺伝子情報に基づいて有効な薬剤や治療法を判断する「テーラーメイド医療(2)」分野で事業を展開しており、現在、抗がん剤、心臓血管系治療薬代謝遺伝子変異検索キットを中心に米国において順調に事業を拡大しております。

ステムセル研究所は、同じく1999年に設立されたわが国初の私的さい帯血バンク(3)として、「幹細胞を中心としたノウハウ、研究開発、細胞技術、特許、サービスなどを医療の進展に沿って提供し、難病を克服し、患者とその家族に健康を提供する」ことを使命に掲げ、将来の疾病や「再生医療」に備え、さい帯血を長期保管するサービスを主業としており、平成25年8月末現在、29,697名の保管数を有す国内最大のさい帯血バンクであります。

「テーラーメイド医療」及び「再生医療」は、医療のパラダイムを変えるものとして、産官学共同での研究開発の推進、実用化が見込まれております。

今後、当社グループとして医療分野(テーラーメイド医療、再生医療)へ本格的に進出することにより、当社企業理念である「快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献」し、またTrimGen Corporation及びステムセル研究所の事業が近い将来相互にシナジーを生み出し、当社グループの中長期的な企業価値向上に大きくつながると判断し、当社はステムセル研究所の子会社化を実施することといたしました。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため取得した自己株式を、平成25年6月30日現在435,039株保有しております。その目的の一環であるM&Aの実施として、当社は平成25年4月に取引金融機関からステムセル研究所の株式取得の提案を受け、検討した結果、上記のとおり子会社化を実施することとなり、株式取得先(ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合、JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、山本邦松、ジャフコV1 B号投資事業有限責任組合、ジャフコV1 A号投資事業有限責任組合、日興コーディアル証券投資事業組合、ジャフコV1 スター投資事業有限責任組合の計7名。)に対し、ステムセル研究所の普通株式の取得対価として自己株式を割り当てる旨を提案し交渉した結果、ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合、JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、山本邦松の3名(以下「割当予定先」といいます。)から同意が得られたため、割当予定先に対し第三者割当による自己株式の処分を行うことを決めました。本件自己株式処分は、資本効率の向上を目的として取得してまいりました自己株式を、今後の大きな成長が見込める新規分野への事業拡充のために活用するものであります。

なお、本件自己株式処分の対価として、割当予定先が保有するステムセル研究所の普通株式の現物出資としたのは、ステムセル研究所の普通株式の取得に際しての決済資金の一時的な負担を避けるためであり、割当予定先と協議し決定いたしました。

1 遺伝子検査

個人の遺伝子の違いによる将来の疾病リスク、また、薬の効き方、薬剤の投与量を個別にコントロールするための検査法。

2 テーラーメイド医療

患者個人に最適な治療方法を選択する医療。遺伝子検査により患者個人ごとに応じた薬剤選択、投与量コントロール等が可能となり、患者のQOL改善につながるものとして期待されている。

3 さい帯血バンク

さい帯血の中には、造血幹細胞という体の様々な種類の細胞の元となる細胞が豊富に含まれ、白血病や再生不良性貧血等の血液疾患に役立つだけでなく、再生医療・細胞治療への応用が期待されており、将来、乳幼児やその家族が難治性血液疾患や再生医療・細胞治療を必要とする病気になった場合、保管している幹細胞を利用した医療が受けられるようにすることを目的としている。ステムセル研究所のような私的さい帯血バンクの他に、国から補助金を受けて運営されている公的さい帯血バンクがあり、両者の相違点は、私的さい帯血バンクは有償で提供者のさい帯血を凍結保存し、必要な際に提供者に返し、提供者自身もしくはその近親者（兄弟姉妹）が利用する一方、公的さい帯血バンクは無償でさい帯血の提供を受け凍結保存し、必要とする人に供給することとなり、提供者自身のさい帯血を自己で利用できるかできないかの違いがある。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 59,084株

e 株券等の保有方針

割当予定先との間において、本件自己株式処分について継続保有及び預託に関する取決めはなく、市場動向を勘案しながら売却する意向と伺っております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が所有するステムセル研究所の普通株式の現物出資による払込みのため、該当事項はありません。なお、割当予定先のステムセル研究所の普通株式の保有状況を平成25年6月30日現在の株主名簿を以って確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先より反社会的勢力と一切関係がないことの誓約書の提出及びその旨の説明を受け、割当予定先が反社会的勢力とは関係がないことを確認しており、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。また、過去の新聞記事における記事検索、Webによる検索及び個人である山本邦松におきましては面談を実施したことにより、割当予定先が反社会勢力とは関係が無いことを確認したため、第三者機関の調査は実施しておりません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

払込金額につきましては、第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である平成25年9月6日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値9,600円に0.93を乗じた金額8,928円といたしました。当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。ディスカウント率については、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況ならびに払込期日までの相場変動の可能性を考慮し、割当予定先と個別に協議、決定いたしました。

なお、当該価額は、直近1カ月(平成25年8月9日～9月8日)における終値の平均値10,831円(1円未満は切捨て。)から乖離率17.6%(小数点以下第二位を四捨五入)のディスカウント、直近3カ月(平成25年6月9日～9月8日)における終値の平均値8,403円(1円未満は切捨て。)から乖離率6.2%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアム、直近6カ月(平成25年3月9日～9月8日)における終値の平均値6,418円(1円未満は切捨て。)から乖離率39.1%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムとなっております。

上記払込金額につきましては、当社監査役会より、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況ならびに払込期日までの相場変動の可能性を考慮した結果、全員一致で特に有利な金額に該当しないことに異議がない旨の意見を得ております。

また、ステムセル研究所の普通株式の価値(ステムセル研究所の発行済普通株式に対し当社の取得する割合50.1%(小数点以下第二位を切捨て。)にあたる3,484株の価値)について、ステムセル研究所の過去の経営成績および財政状態の実績、今後の見込み、ならびに実施した財務的デューデリジェンスの結果等から、当社と利害関係がないコンピタント株式会社による本件株式総額の算定を行い、公正妥当な金額と判断しております。なお、株式の評価方法はディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用し、純資産価額法および類似会社比較法を参考指標にいたしました(純資産価額法を参考としたのは、当該会社の総資産に占める流動資産の割合が高いことからネットアセット・アプローチが適合する状況にあるとはいえないと考えられるためであり、類似会社比較法を参考としたのは、類似する上場会社が多くあるとはいえないためであります。)

ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 787百万円 ~ 798百万円

(参考)

純資産価額法 128百万円

類似会社比較法 1,154百万円 ~ 1,502百万円

(2) 発行数及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分による発行株式数は59,084株(議決権数1,179個)であり、当社の発行済株式総数(自己株式を除く)(平成25年6月30日現在、4,193,351株)に占める割合は1.41%(小数点以下第三位を四捨五入)(平成25年3月31日現在の議決権総数84,134個に対する割合は1.40%(小数点以下第三位を四捨五入))であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に資するものと考えており、本件自己株式処分に係る発行数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
森澤 紳勝	京都府京都市西京区	1,875,290	44.58%	1,875,290	43.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	134,850	3.21%	134,850	3.16%
野村信託銀行株式会社(投信口)(注2)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	105,000	2.50%	105,000	2.46%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	93,550	2.22%	93,550	2.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	86,300	2.05%	86,300	2.02%
日本トリム従業員持株会	大阪府大阪市北区大淀中一丁目8番34号	63,050	1.50%	63,050	1.48%
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501	43, BOULEVARD ROYAL, LUXEM BOURG	61,950	1.47%	61,950	1.45%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	60,000	1.43%	60,000	1.41%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	50,000	1.19%	50,000	1.17%
三谷 禎秀	滋賀県大津市音羽台	40,000	0.95%	40,000	0.94%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM	34,700	0.82%	34,700	0.81%
計	-	2,604,690	61.92%	2,604,690	61.06%

(注) 1 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、自己株式が平成25年6月30日現在435,039株あります。

2 信託業務の株式については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成25年3月31日現在の総議決権数(84,134個)に本件自己株式処分により増加する議決権数(1,179個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4 次の法人から提出された変更報告書により同日現在、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成25年5月17日付(報告義務発生日平成25年5月15日)提出

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	216,200	5.14%	216,200	5.07%

(2) 大和証券投資信託委託株式会社から、平成25年8月20日付(報告義務発生日平成25年8月15日)提出

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	268,150	6.37%	268,150	6.29%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

当社は、平成25年9月2日の取締役会決議により、平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割する予定です。また、平成25年9月9日の取締役会決議により、平成25年9月26日(木)を基準日として、自己の所有する普通株式300,000株を消却する予定です。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年9月9日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年9月9日）現在においてもその判断に変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	平成25年 6 月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第 1 四半期)	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日	平成25年 8 月 9 日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月12日

株式会社 日本トリム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡 邊 明 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 原 伸 一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本トリムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本トリム及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本トリムの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日本トリムが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

株式会社 日本トリム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 明 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 伸 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本トリムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本トリムの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月6日

株式会社日本トリム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 明 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 伸 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本トリムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本トリム及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。